## 昭和三十二年政令第百四十二号 工業用水法施行令

き、この政令を制定する。 内閣は、工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)第三条第一項及び第二十四条の規定に基

第一条 工業用水法(以下「法」という。)第三条第一項の政令で定める地域は、別記のとおりと

(報告の徴収

第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が報告をさせることができる事項は、次のとおりと第二条 法第二十四条の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

変更(法第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を除く。)法第三条第一項の許可を受けた井戸(以下「許可井戸」という。)のストレー の位置の

事項を除く。) 許可井戸の揚水機の構造の変更(法第七条第一項の規定により許可を受けなければならない

許可井戸の水位の状況 許可井戸の運転状況

許可井戸により採取する地下水の用途別の使用量許可井戸により採取する地下水の水温、水質及び水量

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 (昭和三三年一二月四日政令第三二四号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(昭和三四年三月六日政令第二四号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 則 (昭和三五年五月一七日政令第一二九号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 則 (昭和三五年一〇月七日政令第二六四号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 (昭和三五年一二月一九日政令第三〇一号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 (昭和三七年一〇月二〇日政令第四一五号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(昭和三八年六月一日政令第一八二号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

この政令は、昭和三十八年七月一日から施行する。 附 則 (昭和三八年六月二四日政令第二一四号 (昭和三八年六月二四日政令第二一四号)

(昭和四〇年九月二五日政令第三一二号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 (昭和四一年五月一七日政令第一五二号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(昭和四二年二月一日政令第一一号)

この政令は、公布の日から施行する。

昭和四四年九月一一日政令第二四二号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(昭和四六年六月三〇日政令第二一九号)

第一条 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する

## (昭和四七年四月三日政令第六八号)

この政令は、昭和四十七年五月一日から施行する。

則 (昭和四九年六月二八日政令第二四三号)

この政令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

則 (昭和五〇年七月一一日政令第二一九号

この政令は、昭和五十年八月十五日から施行する。

則 (昭和五二年一二月二六日政令第三三二号)

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 (昭和五四年六月一日政令第一六六号)

一の政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 附 則 (昭和五九年六月五日政令第一七四号)

(昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

則 (平成一三年四月二六日政令第一八〇号)

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

則 (平成一五年三月二四日政令第六六号)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(平成一八年八月一一日政令第二六七号)

この政令は、平成十八年九月一日から施行する。

(平成二六年一〇月一〇日政令第三三〇号) 抄

(施行期日) 附

別記(第一条関係)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

四日市鈴鹿線以東の地域に限る。)。 ただし、公有水面を除く。 道一号線、その交会点から県道四日市鈴鹿線との交会点までの内部川及びその交会点以南の県道道一号線との交会点以北の近畿日本鉄道内部線、その交会点から内部川との交会点までの一般国」 三重県のうち 匹日市市 (海蔵川以南で、近鉄四日市駅以北の近畿日本鉄道名古屋線、一般国 三重県のうち、四日市市(海蔵川以南で、近鉄四日市駅以北の近畿日本鉄道名古屋線、 川崎市のうち東京急行電鉄東横線以東の地域。ただし、公有水面を除く。

尼崎市。ただし、公有水面を除く。

並びに本庄東一丁目から三丁目までに限る。)。ただし、公有水面を除く。 中一丁目から五丁目まで、大淀南一丁目から三丁目まで、国分寺一丁目及び二丁目、天神橋七丁 地域に限る。)、西成区、淀川区、鶴見区、住之江区 (一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、 目まで、長柄西一丁目及び二丁目、長柄東一丁目から三丁目まで、本庄西一丁目から三丁目まで 目及び八丁目、豊崎一丁目から七丁目まで、中津一丁目から七丁目まで、長柄中一丁目から三丁 びに加美西二丁目のうち平野川以南の地域に限る。)及び北区(大淀北一丁目及び二丁目、大淀 区、生野区(平野川以東の地域に限る。)、旭区、城東区、東住吉区(一般国道二十五号線以北 大阪市のうち、都島区、福島区、此花区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、東淀川区、東成 -野区(平野川との交会点以西の一般国道二十五号線及びその交会点以東の平野川以北の地域並

本線以南の地域に限る。)。ただし、公有水面を除く。 横浜市のうち、鶴見区(京浜急行電鉄本線以南の地域に限る。)及び神奈川区(京浜急行電鉄

六 名古屋市のうち、港区(中川運河及びその右岸南端と潮見町の西端とを結ぶ線以東の地域に限 る。)及び南区(東海旅客鉄道東海道本線以西の地域に限る。)。ただし、公有水面を除く 墨田区、 江東区、 北区、 荒川区、 板橋区、 足立区、葛飾区及び江戸川区。 ただ

西宮市のうち、 阪急電鉄神戸線以南の地域。 ただし、公有水面を除く

及び泉北郡忠岡町。

ただし、

公有水面を除く

(西日本旅客鉄道阪和線以西の地域に限る。)、和泉市 (府道大阪和泉泉南線以西の地域に限る。)

- 伊丹市

木更津袖ヶ浦線以西の地域に限る。)。ただし、公有水面を除く。 ・木更津袖ヶ浦線以西の地域に限る。)。ただし、公有水面を除く。 ・大号線及びその交点以南の県道 ・大号線及びその交点以南の県道神ヶ浦中島木東津線及びその交点以南の県道 ・大号線以西の地域に限る。)及び美浜区のうち一般国道三百五十七号線以東の地域に限る。)、浦安市及 ではヶ浦市、松戸市、習志野市、市原市(一般国道十六号線以西の地域に限る。)、浦安市及 ではヶ浦市、松戸市、習志野市、市原市(一般国道三百五十七号線以東の地域に限る。)、 ・大号線以西の地域に限る。)、 ・大号線との交点以北の一般国 ・大号線との交点以北の一般国 ・大号線との交点以北の一般国 ・大号線との交点以北の一般国 ・大号線との交点以北の一般国 ・大号線との交点以北の一般国 ・大号線との交点以北の一般国 ・大号線との交点以北の一般国

·五 大阪府のうち、岸和田市(西日本旅客鉄道阪和線以西の地域に限る。)、泉大津市、貝塚市浜海岸線との交点から真南に引いた線以西の地域に限る。)。ただし、公有水面を除く。浜多賀城線、その交点以南の町道パシフィックライン及び町道パシフィックラインと町道湊松ケ南の地域に限る。)及び宮城郡七ケ浜町(町道パシフィックラインとの交点以北の県道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点までの市道大代橋本線及びその交点以東の県道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点までの市道大代橋本線及びその交点以東の県道塩釜七ヶ浜多賀城線以上の東道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点がら東道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点がら東道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点以西の一般国道四十五号宮城野駅を経由して長町駅に至るもの、その交会点以南の広瀬川及び広瀬川との交点以南の名取宮城野駅を経由して長町駅に至るもの、その交会点以北の東日本旅客鉄道東北本線で陸前山王駅から四宮城県のうち、仙台市(広瀬川との交会点以北の東日本旅客鉄道東北本線で陸前山王駅から

| 以南の地域に限る。)。ただし、公有水面を除く。| | 十六 | 南相馬市のうち、原町区(県道浪江鹿島線以東で、水無川及び水無川との交点以東の新田川

しくは鉄道によつて表示されたものとする。 備考 各号に掲げる地域は、平成十八年四月一日における行政区画その他の区域又は道路、河